

## [事案 2024-18] 年金支払特約締結等請求

・令和7年6月9日 裁定終了

### <事案の概要>

保険金据置期間中の年金支払特約の締結等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主な主張>

平成5年12月に契約し、令和5年11月に満期を迎えた養老保険について、主に以下等のとおり請求する。

- (1)年金支払特約締結の条件に「保険金等の支払いを受けていないこと」とあるが、保険金等全額を据置しており、年金支払特約の締結権は消滅していないため、保険金据置期間においても年金支払特約を締結したい。
- (2)昭和34年制定の年金支払特約に規定する「年金基金の追加」とは、満期金と同額の金額を限度として追加できるものであることの確認を求める。
- (3)保険金据置支払に付される「会社所定の利息」は、据置利率を予定利率と同率の4.75%とした利率により複利で計算した金額であることの確認を求める。
- (4)据置支払特約は、約款により申出と受領によって締結されるが、令和5年11月に据置の申出をして、保険会社が受領したので、据置支払特約の締結手続を完了させてほしい。

### <保険会社の主な主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款の規定により、保険金の一時支払にかえて年金支払または据置支払のいずれかしか選択できないため、保険金据置期間における年金支払特約の締結はできない。
- (2)現在年金支払特約を締結しようとする場合、昭和34年制定の年金支払特約ではなく、平成11年制定の年金支払特約が適用されるが、平成11年制定の特約には年金基金の追加の規定はなく、現在年金基金の追加は取り扱っていない。
- (3)保険金据置支払の際に付されるのは「会社所定の利息」であり、現在の「会社の所定」の利率は年0.01%となっている。
- (4)申立人が据置支払を選択した場合に適用される利率に納得していないため、据置支払特約の申込みに対して、当社は未だ承諾の意思表示をしていない。申込書の押印は単なる受領印であって、承諾したものではない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約成立後に申立人が本契約に関して行った手続の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。